

【資料 1】

第 5 次三郷市総合計画施策体系案への SDG s の関連付け（案）

第5次三郷市総合計画施策体系案へのSDG s の関連付け（案）

まちづくり方針	施策の柱	施策	SDG s アイコン
1 安全でいつも安心して住めるまちづくり	1-1 災害から市民の生命と財産を守る	1-1-1 強靱な防災基盤の構築	
		1-1-2 風水害対策の強化	
		1-1-3 消防体制の充実	
	1-2 安心して暮らせる地域社会をつくる	1-2-1 防犯活動の強化	
		1-2-2 交通安全対策の推進	
		1-2-3 市民相談体制の充実	

SDG s ゴール	【参考】持続可能な17の開発目標・169ターゲットより引用（一部） ※国レベルの指標のため、ニュアンスや考え方の参考
1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 1.1 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 1.3 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
上記同様	上記同様
上記同様	上記同様
5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る 1.6 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る 1.1 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	3.6.1 道路交通事故による死亡率 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
1.6 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

第5次三郷市総合計画施策体系案へのSDG s の関連付け（案）

まちづくり方針	施策の柱	施策	SDG s アイコン
2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり	2-1 子どもを育てやすい環境をつくる	2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化	  
		2-1-2 子育てと仕事の両立支援	   
		2-1-3 特に支援が必要な子どもや子育て家庭への支援	    
	2-2 子どもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる	2-2-1 質の高い教育環境の整備	 
		2-2-2 青少年健全育成の推進	

SDG s ゴール	【参考】持続可能な17の開発目標・169ターゲットより引用（一部） ※国レベルの指標のため、ニュアンスや考え方の参考
3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 4.2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
上記同様 5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	上記同様 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 2 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 8 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する 16 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。 2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 16 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4.3 2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

第5次三郷市総合計画施策体系案へのSDG s の関連付け（案）

まちづくり方針	施策の柱	施策	SDG s アイコン
3 水と緑を生かした環境 にやさしいまちづくり	3-1 自然を身近に感じられる まちをつくる	3-1-1 生活環境の保全	
		3-1-2 緑と水辺による快適環境 の創出	
	3-2 地球にやさしい暮らしを 実現する	3-2-1 循環型社会の推進	
		3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適 正処理	
		3-2-3 公共下水道の整備	

SDG s ゴール	【参考】持続可能な17の開発目標・169ターゲットより引用（一部） ※国レベルの指標のため、ニュアンスや考え方の参考
13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	上記同様
4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 7 すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
上記同様	上記同様
6 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

第5次三郷市総合計画施策体系案へのSDG s の関連付け（案）

まちづくり方針	施策の柱	施策	SDG s アイコン
4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり	4-1 地域の特性を生かした快適な都市をつくる	4-1-1 計画的な土地利用の推進	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを
		4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを
		4-1-3 快適な住環境の創造	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを
	4-2 市民生活が豊かになる快適な都市を実現する	4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
		4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを
		4-2-3 公共交通アクセスの充実	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを
		4-2-4 良質な水の安定供給	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に

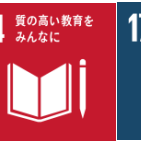
SDG s ゴール	【参考】持続可能な17の開発目標・169ターゲットより引用（一部） ※国レベルの指標のため、ニュアンスや考え方の参考
9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	上記同様
9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	上記同様
11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	上記同様
3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 6 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。

第5次三郷市総合計画施策体系案へのSDG s の関連付け（案）

まちづくり方針	施策の柱	施策	SDG s アイコン
5 魅力的で活力のあるまちづくり	5-1 元気で活力ある都市を実現する	5-1-1 にぎわいのある商業の振興	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
		5-1-2 活力ある工業の振興	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
		5-1-3 都市型農業の振興	2 飢餓をゼロに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
	5-2 まちに人々が集い、にぎわいを生みだす	5-2-1 産業と雇用の創出	8 働きがいも経済成長も
		5-2-2 魅力ある観光の振興	8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
		5-2-3 国際交流の推進	4 質の高い教育をみんなに 17 パートナシップで目標を達成しよう

SDG s ゴール	【参考】持続可能な17の開発目標・169ターゲットより引用（一部） ※国レベルの指標のため、ニュアンスや考え方の参考
8 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する 9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
上記同様	上記同様
2 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する 9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
8 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

第5次三郷市総合計画施策体系案へのSDG s の関連付け（案）

まちづくり方針	施策の柱	施策	SDG s アイコン
6 誰もが生きがいをもち輝くまちづくり	6-1 誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる	6-1-1 読書を通じた交流の推進	
		6-1-2 読書環境の整備	 
	6-2 誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる	6-2-1 生涯学習の推進	
		6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進	   
		6-2-3 文化・芸術の振興	 
		6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承	
	6-3 誰もが平等に暮らせる社会を実現する	6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり	  
		6-3-2 ジェンダー平等社会の形成	 
		6-3-3 多様な交流の推進	 

SDG s ゴール	【参考】持続可能な17の開発目標・169ターゲットより引用（一部） ※国レベルの指標のため、ニュアンスや考え方の参考
4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 10 国内および国家間の格差を是正する 16 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 10 国内および国家間の格差を是正する	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

第5次三郷市総合計画施策体系案へのSDG s の関連付け（案）

まちづくり方針	施策の柱	施策	SDG s アイコン
7 健やかで自立した生活を 支え合うまちづくり	7-1 誰もが健康でいきいきと 暮らせるまちをつくる	7-1-1 健康づくりの推進	2 飢餓を ゼロに 3 すべての人に 健康と福祉を
		7-1-2 安定した社会保障制度の 確立	3 すべての人に 健康と福祉を 16 平和と公正を すべての人に
	7-2 互いに支え合い、誰もが 活躍できる地域福祉のまちを実現する	7-2-1 地域福祉の推進	3 すべての人に 健康と福祉を 17 パートナースhipで 目標を達成しよう
		7-2-2 地域包括ケアシステムの 構築	1 貧困を なくそう 3 すべての人に 健康と福祉を 17 パートナースhipで 目標を達成しよう
		7-2-3 障がい者福祉の充実	1 貧困を なくそう 10 人や国の不平等 をなくそう 17 パートナースhipで 目標を達成しよう
		7-2-4 高齢者福祉の充実	1 貧困を なくそう 10 人や国の不平等 をなくそう

SDG s ゴール	【参考】持続可能な17の開発目標・169ターゲットより引用（一部） ※国レベルの指標のため、ニュアンスや考え方の参考
2 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 16 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 10 国内および国家間の格差を是正する 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 10 国内および国家間の格差を是正する	上記同様

第5次三郷市総合計画施策体系案へのSDG s の関連付け（案）

まちづくり方針	施策の柱	施策	SDG s アイコン
経営方針 1 地域力の醸成		経1-1 コミュニティ活動の促進	17 パートナースhipで目標を達成しよう
		経1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出	17 パートナースhipで目標を達成しよう
		経1-3 市民のまちづくりへの参加	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナースhipで目標を達成しよう
経営方針 2 まちの魅力向上		経2-1 シティブランディングの強化	8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナースhipで目標を達成しよう
		経2-2 広域行政の推進	17 パートナースhipで目標を達成しよう
		経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築	17 パートナースhipで目標を達成しよう
経営方針 3 行財政基盤の強化		経3-1 質の高い行政経営の確立	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナースhipで目標を達成しよう
		経3-2 公共施設マネジメントの推進	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナースhipで目標を達成しよう
		経3-3 スマート自治体の構築	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナースhipで目標を達成しよう

SDG s ゴール	【参考】持続可能な17の開発目標・169ターゲットより引用（一部） ※国レベルの指標のため、ニュアンスや考え方の参考
17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
上記同様	上記同様
11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	上記同様 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
8 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
上記同様	上記同様
11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する
上記同様	上記同様
上記同様	上記同様